

## 一般社団法人長崎県薬剤師会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県薬剤師会定款（以下「定款」という。）

第8条に規定する会費等の種別、額及び徴収方法について必要な事項を定めるものとする。

### (入会金)

第2条 本会に入会しようとする正会員は、入会金を納入しなければならない。

2 入会金の額は別表1のとおりとする。

### (会費の種別)

第3条 本会会員の会費は、正会員会費、賛助会員会費、特別会員会費とし、さらに別表2の区分を設ける。

2 各会費の額は、年度を単位として別表2のとおりとする。

3 第1項に定めるもののほか、第4条及び第5条に定めるところにより、保険薬局特別会費及び学校薬剤師部会費を徴収する。

4 名誉会員については、会費を免除する。

### (保険薬局特別会費)

第4条 保険薬局特別会費は、会員の保険薬局を対象とし、会費の額及び徴収方法は別表3のとおりとする。

### (学校薬剤師部会費)

第5条 学校薬剤師部会費は、学校薬剤師を対象とし、会費の額及び徴収方法は別表4のとおりとする。

### (会費の納入)

第6条 前項の会費は、会長の指定する期日までに、本会に納付しなければならない。

2 会員が年度途中で会員区分の変更を生じた場合の会費の取扱いは、理事会で定める。

(入会及び退会の時期による会費)

第7条 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10月1日以降に入会した会員の会費は、その年度の年額の2分の1額とする。

(督促)

第8条 会長の指定する納付期日を超えて納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、理事会で定めるところにより延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 督促通知にも係わらず、会費の納入を1年間以上滞納した場合、定款第11条第1項により会員資格を喪失する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程で定めるもののほか、この規程の運用に関する必要な事項は理事会で定める。

## 附 則

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 入会金

正会員	20,000 円
-----	----------

別表2 会 費

区分	県薬会費	備考
正会員	A会員 32,000 円	
	B会員 11,000 円	
賛助会員	10,000 円	
特別会員	1,000 円	
名誉会員	会費は免除	

別表3 保険薬局特別会費

保険薬局特別会費	会費の額等については、別途 細則を定める。	
----------	--------------------------	--

別表4 学校薬剤師部会費

学校薬剤師部会費	会費の額等については、別途 細則を定める。	
----------	--------------------------	--